

平成 27 年 7 月 29 日

静岡市教育委員会 様

静岡市スポーツ推進審議会

会長 村 越 真

「スポーツ基本法の理念に基づくスポーツ推進計画の策定及び推進」についての提言

平成 23 年 6 月、50 年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定された。同法においては、スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上の要請や障害者スポーツの発展、国際化の進展等スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念が示されるとともに、文部科学大臣が「スポーツ基本計画」を定めることと規定された。これにより、平成 24 年 3 月に文部科学省により「スポーツ基本計画」が策定された。

静岡市スポーツ推進審議会では、平成 25 年 10 月に静岡市教育委員会より「スポーツ基本法の理念に基づくスポーツ推進計画の策定及び推進」についての諮問を受け、今後のスポーツ政策の具体的な方向性を示した国の「スポーツ基本計画」を参酌するとともに、本市の特性を活かしたスポーツ振興の方向性を示した新たな計画の策定について審議してきた。

これまでの当審議会での議論を踏まえ、計画推進に向けた新たな視点と 6 つの施策で構成されたスポーツ推進計画が、実行性のある計画となるよう、ここに提言する。

## 1 スポーツ推進計画の策定について

### 現状

スポーツ振興基本計画（平成 20 年度～26 年度）では、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむ生涯スポーツの振興と、自己の可能性に挑む競技スポーツの振興がバランスよく推進される「真のスポーツ振興の実現と、スポーツを通じたまちづくり」を理念とし、「環境づくり」、「人づくり」、「プログラムづくり」を施策の柱として各事業を実施してきた。

「環境づくり」では、利用しやすい施設の整備や総合型地域スポーツクラブの支援、広域スポーツセンター機能の整備等を基本施策とした。

「人づくり」では、スポーツ指導者の養成やスポーツボランティアの活躍の場づくり、ジュニア選手の育成等を基本施策とした。

「プログラムづくり」では、子どもから高齢者まで、性別や障がいの有無を問わない多種目のスポーツ教室の開催や、だれもが参加したくなるイベントの開催、ホームタウンチームを活かしたまちづくり等を基本施策とした。

また、目標を「市民一人 1 スポーツ」とし、その指標として「週 1 回以上の運動・スポーツ実施率（成人）」を 68%とした。

次に、本市のスポーツ活動の現状を見ると、体育館等においては、各種のスポーツ教室が開催されているほか、学校体育施設の 1 人当たりの利用回数が他政令市に比べ非常に高いなど、スポーツ活動は盛んに行われている。しかし、計画の達成度を把握するために実施した市民アンケート調査では、平成 21 年度が 50.4%であったのに対し、平成 25 年度が 50.7%であった。国の平均値が 47.5%（平成 24 年度調査）であることから、決して低い数値とは言えないが、計画策定から 5 年を経過してもほぼ変化は見られなかった。

平成 25 年度のアンケート調査から、運動・スポーツを全くしない人を性別、年代別に調べてみると、30 代女性が 50%を超えており、その他、20 代女性、及

び40代、50代の男女でも40%に近い、もしくは超える数値となっており、非常に高いことがわかる。

また、1年間運動・スポーツを全くしなかった人に理由を尋ねてみると、「時間がない」が37.5%、「面倒くさい」が23.9%、「特にない」が15.6%、「運動・スポーツが苦手」が12.9%となっている。

国においては、平成23年8月にそれまでのスポーツについて定めた法律であるスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、スポーツ基本法を施行した。この法律ではスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うとされている。

また、スポーツ基本法の理念を具現化したスポーツ基本計画の中では、「週1回以上の運動・スポーツ実施率（成人）」を、2019年のラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を追い風に、できるかぎり早期に65%程度にすることを目標としている。

## 提言

スポーツ振興基本計画を引き継ぐスポーツ推進計画については、国のスポーツ基本計画を参酌しながら、本市の特性を活かし、すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画できる新たな計画とする必要がある。

また、国が「週1回以上の運動・スポーツ実施率（成人）」を、65%程度にまでに引き上げたことから、本市の目標は変更せず、68%を目指すべきである。

運動・スポーツ実施率を向上させるためには、運動・スポーツを全くしない人たちに今までとは違う視点でアプローチし、運動・スポーツに関心を持って

もらうことが重要である。

スポーツという言葉からは競技スポーツが連想されがちであるが、ウォーキング、ジョギング、ラジオ体操などは、いつでも気軽にできる運動・スポーツであり、散歩や自転車での通勤などもその一つである。このように本格的なスポーツではなくても、手軽にできる運動・スポーツが健康増進につながるという意識を持つことが大切である。

また、子どもから高齢者まで、運動・スポーツに対する興味、関心、適性は様々である。トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦などの「観るスポーツ」でスポーツに関心を持ち、誰もが参加したくなるスポーツイベントや教室などの「するスポーツ」で実際にやってみて楽しさを感じる。そして、ボランティアなどで大会運営に携わる「支えるスポーツ」で充実感を味わう。

このように人に着目し、「観る」、「する」、「支える」の3つの視点から市民のニーズを把握した施策を実行し、それらをうまく循環させながらスポーツを推進していくことが必要である。

#### 具体的施策（施策の柱）

##### ・スポーツツーリズムによるM I C Eの推進とスポーツ機会の創出

国際大会や全国大会、本市の恵まれた自然環境を活かした、だれもが参加したくなるスポーツイベント等を誘致・開催することにより、市民のスポーツをする意欲を高めるとともに、スポーツを通じた地域の活性化と国内外の人達との交流を深める。

##### ・ホームタウン活動の推進

本市をホームタウンとするトップチームと連携・協力し、多くの市民、とりわけ子どもたちとトップアスリートが触れ合う機会を増やすことで、夢や感動を与え、ホームタウンチームを愛する心と、スポーツへの関心をさらに

高める。

- ・子どもの体力を向上させる機会の創出

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力（の基礎）を育てるとともに、運動習慣が身につけていない子どもに対する支援の充実を図らなければならない。また、スポーツの楽しさや喜びを体感できるように、スポーツ観戦の推進やトップアスリートによる指導を行っていく。

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツ施設だけでなく、学校体育施設や生涯学習施設など身近な場所で、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が、各々の興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができる環境を整備する。

- ・マンパワーの養成・資質向上

競技力向上を目的とした事業を支援するとともに、地域のスポーツ振興のために活動できる人材やトップアスリートを育成する人材の養成を図り、また、スポーツイベント等の運営を支えるスポーツボランティアの育成・支援を行う。

- ・スポーツ活動を推進するための支援

安心・安全なスポーツ施設の整備をすすめるとともに、多種目・多世代・多目的にスポーツを親しむ総合型地域スポーツクラブの育成・支援や、スポーツ情報をわかりやすく市民に提供していくスポーツナビシステムの構築など、ハード、ソフトの両面から市民がスポーツに親しみやすい環境を整備する。

## 2 スポーツ推進計画の推進について

わたしたちを取り巻く生活環境は日々大きく変化し、それに伴い、スポーツに求められる社会的役割の重要性も高まっている。スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求の充足を図るだけでなく、スポーツを実施することで、「市民の健康増進」、「トップアスリートの輩出」、「地域の一体感と活力の醸成」などが期待できる。

スポーツ推進計画を推進していくためには、施策の柱を実現するための、個別の取り組み事業の進捗管理が重要となる。年度ごとに進捗状況の検証を行い、市民ニーズの把握に努める。そして、計画期間の中間期には市民アンケート調査を実施し、効果の見られない事業については見直しを図るなどの改善が必要である。

また、市民のスポーツへの関心を高めるためにも、スポーツ教室や施設案内、スポーツ大会やイベントの開催情報等を、広報紙やホームページ、報道機関等を活用し、市民に積極的に発信するべきである。

2019年のラグビーワールドカップ及び2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けスポーツへの関心は高まる。市民ニーズや社会状況に柔軟に対応した事業の実施と、運動・スポーツ情報の発信の両輪を推進していくことで、スポーツ推進計画の理念である、スポーツ推進による健康で豊かな生活が実現されることを期待する。